

令和6年度 放課後等デイサービス 指摘事項一覧

2事業所中				
番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘 事業所数
1	計画の作成	初回の放課後等デイサービス計画の作成に当たり、担当者等を招集して行う会議を開催していない事例がありました。 初回の放課後等デイサービス計画の作成に当たっても、担当者等を招集して行う会議を開催してください。	都条例第139号第76条で準用する第12条第5項、 障発0330第12号第五の3(3)で準用する第三の3(16)②ア	1
2	定員の遵守	利用定員を超えてサービスを提供している事例がありました。 定員を遵守し、指定放課後等デイサービスを提供してください。	都条例第139号第76条で準用する第38条、 障発0330第12号第五の3(3)で準用する第三の3(29)	2
3	業務管理体制の届出	業務管理体制の整備に関する事項について届出されていない事例がありました。 業務管理体制の整備に関する必要な事項を届出してください。	児童福祉法第21条の5の26 児童福祉法施行規則第18条の38	1
4	子育てサポート加算	子育てサポート加算の算定に当たり、こどもへの関わり方等に関する相談援助等の支援について、通所支援計画に位置付けていない事例がありました。 適切な算定となるよう、こどもへの関わり方等に関する相談援助等の支援を通所支援計画に位置付けて計画的に実施してください。	厚労告第122号別表第3の2の2注、 障発0330第16号第二の2(3)⑦で準用する第二の2(1)⑥	1
5	延長支援加算	延長支援加算の算定に当たり、延長支援を行った時間を誤った区分で算定していました。 適切な算定となるよう、障害児通所給付費及び利用者負担額の過誤調整を行ってください。	厚労告第122号別表第3の10、 障発0330第16号第二の2(3)⑮で準用する第二の2(1)⑮	1